平成２９年（フ）第１２９９号
大阪府大東市大野２丁目９番３号　白芳荘26号館９号
債務者　六樂内理恵（旧姓善塔）
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３６８号
大阪府寝屋川市池田１丁目15番21号
債務者　石井由美子
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３７３号
大阪市浪速区幸町３丁目６番20―807号
債務者　高島　直美
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３８１号
大阪市生野区鶴橋５丁目14番13号
債務者　高島英雄こと　ＫＯＨ　ＹＯＵＮＧ　ＷＯＯＮＧ　髙　　英雄
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４０２号
大阪府寝屋川市打上高塚町１番１―603号
債務者　増田　千範
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４７９号
大阪市平野区加美東４丁目22番18号　加美駅前コーポ403
債務者　竹原多加子（旧姓吉尾）
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５３０号
大阪府交野市松塚34番204号
債務者　井上美知子
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５７２号
大阪市淀川区新北野１丁目12番３―407号
債務者　大津　富治
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５７６号
大阪市福島区海老江７丁目11番14号　ドミール海西　203号
債務者　松本　康宏
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６６号
福岡市南区横手２丁目７番18号
債務者　布村　　唯
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４７７号
福岡市中央区笹丘３丁目33番26―212号
債務者　立嶋　志保
1　決定年月日時　平成29年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４８１号
福岡市中央区今泉２丁目１番68―306号
債務者　小串　幸代
1　決定年月日時　平成29年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４８８号
福岡市南区横手１丁目15番７号　三和アパート106号
債務者　榎本　初美
1　決定年月日時　平成29年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１０７８号
大阪市都島区御幸町２丁目２番11号　滝本マンション　22号、前住所大阪府高槻市玉川４丁目３番11号
債務者　瀧本　真衣
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４５０号
大阪府東大阪市衣摺４丁目２番３号
債務者　吉原　智子（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４６２号
大阪市大正区泉尾７丁目13番３―403号
債務者　長山　春子
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２５号
静岡県島田市東町2558番地　セピアコートＢ202号室
債務者　鈴木　佳奈（旧姓北川）
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部